

額面金額又は登録金額 × $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

十二
終期利子
払期とし
、次の一月
算式により
算出を支
持するにあ
る。前六月
間は各支払
期に属す。

十一
第二期以
後の利子
毎年五月二十
日及び十一月二十
日を支払期とし
て、その日以前
に支払う。

毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
平成十六年十一月二十二日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。

十六	十五	十四	十三
払込期日	払場所	元利金支	償還金額
平成十四年十一月二十日	平成十一年一月二十二日	平成十六年十一月二十二日	平成十六年十一月二十二日
平成十四年十一月二十日	取扱店並びに取扱郵便局	國債代理店及び國債元利金支払	日本銀行の本店、支店、代理店、
			額面金額百円につき百円

平成十六年十一月二十二日
額面金額百円につき百円
日本銀行の本店、支店、代
国債代理店及び国債元利金
取扱店並びに取扱郵便局